

米国 TSCA 6条(h) PBT 物質規制**Phenol, isopropylated phosphate (3:1) (PIP (3:1)) 遵守期限日延期について**

2022年3月、米国環境保護庁（EPA）は phenol, isopropylated phosphate (3:1)（略称：PIP (3:1)）の成形品での使用に関する規制および本規制に関連する記録保管の要求について、その遵守期限日を2024年10月31日まで延期する最終規則を公表しました。2021年9月にも延期が公表されていましたが、今回で2021年1月公表の最終管理規則から3度目の延期となります。

対象物質	遵守期限日延期の規制内容
phenol, isopropylated phosphate (3:1) （略称：PIP (3:1)） CAS 登録番号：68937-41-7	成形品に使用する PIP(3:1)及び PIP(3:1)含有の成形品の加工・商業流通の禁止*

*関連する記録保管要件は同様に遵守期限日が延期となります。一方で川下ユーザーへの通知要件は最終規則に遵守する必要があります。

EPAは遵守期限日を2024年10月31日まで延期する提案規則を2021年10月に公表した際、この延期の正当性を判断するために、サプライチェーン全体を通して成形品での PIP (3:1)の具体的な用途などの情報提供を求めました。

受領した情報を検討した結果、2024年10月までの遵守期限日延期の必要性が実証されたと判断しましたが、その一方でそれ以上の延期を正当化するための十分な情報を現時点では有していないと述べています。また、受領したコメントの中には、「2024年10月の遵守期限日は、加工や商業流通を禁止するための遵守期限日ではなく、製造期限であるべき」、「成形品における PIP (3:1)規制の最低基準閾値（de minimis threshold）を設定してほしい」などの意見や要望も多く含まれていたと述べています。

PIP (3:1)を含む PBT 物質について、新たな管理規則の公表が2023年春に予定されております。この規則策定においても、PIP (3:1)の成形品に関する規制について、2024年10月の期限遵守が業界として可能であるか検討し、追加情報収集のためコメント期間を設ける予定となっております。今後、コメント募集の通知に注意していただき、必要であればコメントの準備をお勧めいたします。

参考：

EPA | Persistent, Bioaccumulative, and Toxic (PBT) Chemicals under TSCA Section 6(h)

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/persistent-bioaccumulative-and-toxic-pbt-chemicals>

EPA 文書 | Phenol, Isopropylated Phosphate (3:1); Further Compliance Date Extension（遵守期限日延期の最終規則）

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/08/2022-04945/regulation-of-persistent-bioaccumulative-and-toxic-chemicals-under-tsca-section-6h-phenol>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門 環境・健康・安全評価センター

〒160-0017 東京都新宿区左門町16番地1 TEL：03-6896-6436

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>